

和光市告示第153号

和光市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月20日

和光市長 柴崎 光子

和光市スズメバチの巣駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スズメバチの営巣による危険を防止し、市民の安全な生活環境の保全のために実施するスズメバチの巣の駆除に対し、予算の範囲内においてスズメバチの巣駆除費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。
- (2) 土地 市内に所在する土地又は当該土地に隣接する市外の土地をいう。
- (3) 建物等 土地に存する事業所、家屋、工作物又は樹木等をいう。

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) スズメバチの巣の駆除を実施した者又はスズメバチに営巣された土地若しくは建物等の居住者、所有者若しくは管理者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 同一年度内に補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金対象経費は、次の各号に掲げる場合においてスズメバチの巣の駆除に要した費用（当該駆除を業者に委託せずに行った場合の費用を含む。）とする。

- (1) 対象者自らが居住、所有又は管理する土地又は建物等のスズメバチの巣の駆除を実施したとき。
- (2) 対象者自らが居住、所有又は管理する土地に隣接する土地又は建物等において、当該土地又は建物等の居住者、所有者又は管理者の同意を得て、スズメバチの巣の駆除

を実施したとき。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する費用に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とする

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、和光市スズメバチの巣駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) スズメバチの巣の駆除に要した費用の領収書その他支出を証明する書類
- (2) 駆除の実施前のスズメバチの巣の写真
- (3) 駆除の実施後のスズメバチの巣の写真（スズメバチがいたことが分かるもの）
- (4) 駆除を実施した場所の全景写真
- (5) スズメバチの巣の場所を示す図面

2 前項の申請の期限は、当該駆除を行った年度の末日とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、和光市スズメバチの巣駆除費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。